

[勤務する会社等の事務所とは別の場所に行政書士事務所を設ける場合]

誓 約 書

大 阪 府 行 政 書 士 会
会 長 殿

登録・入会申請者

住所：

氏名：

⑨

今回、貴会に登録・入会するに当たり、入会後も[]
に勤務いたしますが、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守いたします。

違背した場合には厳正なる処分を受けても異議はなく、また調査のため必要がある場合には資料を提出することを誓約いたします。

記

1. 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。（行政書士法施行規則第1条）
2. 勤務先においては、行政書士業務を行いません。
3. 行政書士業務は他人に行わせず、自らの責任において受託し、処理をいたします。（同施行規則第4条）
4. 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。（同施行規則第7条・第8条）
5. 行政書士業務の報酬は行政書士として収受し、所得税の確定申告をいたします。（同施行規則第10条）
6. 誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用または品位を害するような行為はいたしません。（行政書士法第10条）